

前回(令和7年度第2回)検討会における指摘事項と事務局の対応について

	委員からの主な指摘事項	事務局の対応・方針案
1	<p><b>指導者の経済的負担</b></p> <p>遠征時の交通費や宿泊費を指導者が自腹で切っている。予算措置がないと地域クラブへの移行は厳しい。</p>	<p>国の事業(休日の地域クラブ活動費支援)において、指導者の引率旅費・遠征費、および用具費等の運営経費を支援する体制が整ってきています。このような状況を踏まえ、本町においても、認定地域クラブへの支援制度の検討を進めています。</p>
2	<p><b>保護者の経済的負担(月謝の増大)</b></p> <p>地域クラブへの移行に伴い、月謝や施設使用料の負担が大きくなり、家庭環境による格差が生まれるのではないかと。</p>	<p>湯梨浜町が認定した地域クラブ活動については、活動の拠点となる町立施設(体育館・グラウンド等)および学校施設の使用料の取り扱いについて検討を進めていきます。国のガイドラインを踏まえ、保護者の負担を低廉に抑えることを認定要件(要綱第2条)にも明記しました。</p>
3	<p><b>付帯設備(ナイター照明代等)の負担</b></p> <p>施設の基本使用料だけでなく、夜間のナイター照明代等の負担も活動の足かせになる。</p>	<p>基本料金のみならず、地域クラブの活動実態に合わせて「夜間照明(ナイター)代」の取り扱いについて、関係部局との検討を進めていきます。</p>
4	<p><b>平日の活動の取扱いと教員の兼業</b></p> <p>休日の地域展開を進める中で、平日の部活はどうなるのか。また、教員が休日の地域クラブで教えることは可能か。</p>	<p>平日の活動は当面の間「学校部活動」として維持します。また、休日指導を希望する教員がいる場合は、適切な労務管理の下で「兼職兼業手続き」が行えるよう、学校と地域の連携を図ります。</p>
5	<p><b>大会への参加資格や指導者の質</b></p> <p>地域クラブが大会に出るための資格や、ハラスメント等のない安全な指導体制をどう担保するのか。</p>	<p>別紙の地域クラブの認定に関する要綱に示すとおり、「指導者登録制度」により、暴力・暴言・ハラスメント根絶の誓約書提出を義務化します。また、認定クラブが学校部活と同等に大会へ出場できるよう県中体連と連携し、高校入試(調査書)においても不利に扱われないよう学校と認定クラブとの連携を図ります。</p>

